

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者及び妊産婦を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者並びに妊産婦の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福</p>	<p>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福</p>	<p>（新設）</p>

祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、**歯科医師**、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② (略)

祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② (略)

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第二条関係）
 （傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者（特定妊婦を含む。）につき、その相談に応じ、必要な情報</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>(新設)</p>

の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 児童相談所は、前条第一項第二号へ(4)及びトに掲げる業務に関し、当該業務に必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

援助を行うこと。

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)
(新設)

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期</p>

虐待の早期発見に努めなければならない。

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、**歯科医師**、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行

発見に努めなければならない。

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵

の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。